

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会 温暖化対策
税制専門委員会「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～（報告）」に関する意見募集結果（概要）

1 意見募集期間

平成 15 年 8 月 29 日から同年 11 月 28 日まで

2 提出件数及び内訳

区 分	提出件数	温暖化対策税の活用について			
		賛成	条件付き賛成	反対	その他
団 体	157	20	21	94	22
経済団体	6	0	0	6	0
鉄鋼業	4	0	0	4	0
自動車製造業	4	0	0	4	0
その他鉱工業	22	0	0	18	4
農林水産業	26	7	14	1	4
運輸業	25	0	0	25	0
商業、サービス業	7	0	0	5	2
エネルギー業	23	0	1	19	3
NGO	12	4	5	1	2
生活協同組合	7	7	0	0	0
地方自治体	7	0	0	0	7
労働団体	11	1	0	10	0
その他団体	3	1	1	1	0
個 人	279	34	39	165	41
合 計	436	54	60	259	63

上記の賛成、反対等の内訳は、温暖化防止のための施策として、温暖化対策税を活用することに関するもの。

賛成、反対等には、明示されていなくても、賛成、反対等の趣旨が読みとれるものを含む。

(参考) 157 の意見提出団体の一覧

団体の名称(1)		団体の名称(2)	
1	(社)関西経済連合会地球環境・エネルギー委員会	33	日本電極(株)
2	(社)経済同友会	34	吉澤石灰工業(株)
3	(社)日本経済団体連合会	35	日本石灰協会
4	中国経済連合会	36	日本鉱業協会
5	日本商工会議所	37	(社)大日本水産会
6	行橋商工会議所	38	伊万里西松浦森林組合
7	(社)新金属協会	39	岡山県森林組合連合会
8	(株)神戸製鋼所 高砂製作所	40	加子母村森林組合
9	(社)日本鉄鋼連盟	41	朽木村森林組合
10	住友金属工業(株)総合技術研究所	42	佐賀県森林組合連合会
11	(社)日本自動車工業会	43	佐賀中部森林組合
12	(社)日本自動車部品工業会	44	桜井市森林組合
13	(社)日本自動車タイヤ協会	45	太良町森林組合
14	(社)日本自動車会議所	46	都祁村森林組合
15	(社)日本LPガス供給機器工業会	47	長崎県森林組合連合会
16	板硝子協会	48	新潟県森林組合連合会
17	宇部興産(株)建設資材カンパニー	49	西吉野森林組合
18	ウレタンフォーム工業会	50	福井県森林組合連合会
19	(株)トクヤマ	51	福岡県森林組合連合会
20	協和(株)	52	北海道森林組合連合会
21	(財)家電製品協会 環境関連委員会 環境部	53	山添村森林組合
22	(社)セメント協会	54	吉野町森林組合
23	(社)電子情報技術産業協会	55	東吉野村森林組合
24	(社)日本アルミニウム協会	56	東白川村森林組合
25	(社)日本電機工業会	57	恵那市森林組合
26	石油化学工業協会	58	北海道木材産業協同組合連合会
27	石灰石鉱業協会	59	北海道林業協会
28	東ソー(株)	60	北海道森林・林業活性化推進議員連盟
29	日本化学工業協会技術部	61	(財)下川町ふるさと開発振興公社
30	日本ゴム工業会	62	(社)日本林業経営者協会
31	日本製紙連合会	63	定期航空協会
32	日本ソーダ工業会	64	(社)全国乗用自動車連合会

	団体の名称(3)		団体の名称(4)
65	(社)日本民営鉄道協会	97	(社)全国エルピーガス卸売協会
66	(社)全国通運連盟	98	(社)日本エルピーガス連合会
67	(社)東京都トラック協会	99	(社)日本ガス協会
68	(社)十勝地区トラック協会	100	西部ガス(株)
69	(社)日本物流団体連合会	101	東京ガス(株)総合企画部
70	(社)愛知県トラック協会	102	東邦ガス(株)企画部
71	(社)旭川地区トラック協会	103	日本LPガス協会
72	(社)石川県トラック協会	104	広島ガス(株)
73	(社)大分県トラック協会	105	北海道ガス(株)企画部
74	(社)大阪府トラック協会	106	(社)全国エルピーガススタンド協会
75	(社)神奈川県トラック協会	107	(財)石炭エネルギーセンター
76	(社)全日本トラック協会	108	電気事業連合会 立地環境部
77	(社)富山県トラック協会	109	関西電力(株)環境室
78	(社)函館地区トラック協会	110	四国電力(株)環境部
79	(社)広島県トラック協会	111	中国電力(株)環境用地部
80	(社)福井県トラック協会	112	東京電力(株)環境部
81	(社)北海道トラック協会	113	東北電力(株)
82	(社)三重県トラック協会	114	北陸電力(株)立地環境部
83	(社)日本バス協会	115	北海道電力(株)企画部環境室
84	(社)日本港運協会	116	日本自然エネルギー(株)
85	(社)日本船主協会	117	石油連盟
86	(社)日本旅客船協会	118	日本科学者会議公害環境問題研究委員会
87	日本内航海運組合総連合会	119	特定非営利活動法人 福島県未来ネット
88	全国石油商業組合連合会	120	特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議
89	(社)国際観光旅館連盟	121	特定非営利活動法人 エコスクラブ
90	(社)日本自動車販売協会連合会	122	Carbon To Forests
91	(社)日本中古自動車販売協会連合会	123	Y E N
92	(社)日本倉庫協会	124	環境・持続社会研究センター
93	(社)日本冷蔵倉庫協会	125	環境の会
94	リオティントジャパン(株)	126	太陽光・風力発電トラスト
95	大阪ガス(株)	127	炭素税研究会
96	四国ガス(株)	128	中央大学環境問題研究会

	団体の名称(5)
129	気候ネットワーク
130	生活協同組合エル
131	生活協同組合コープかながわ
132	生活協同組合コープとうきょう
133	生活協同組合さいたまコープ
134	生活協同組合東京マイコープ
135	東京都生活協同組合連合会
136	日本生活協同組合連合
137	西条市(愛媛県)
138	鹿島町(石川県)
139	北広島市(北海道)
140	呉市(広島県)
141	気仙沼市(宮城県)
142	本宮町(和歌山県)
143	福島県生活環境部環境活動推進グループ
144	全国交通運輸労働組合総連合
145	全国ガス労働組合連合会
146	日本基幹産業労働組合連合会
147	ジャパンエネルギー労働組合
148	全日本自動車産業労働組合総連合会
149	コスモ石油労働組合
150	新日本石油労働組合
151	全国昭和シェル石油労働組合
152	太陽石油労働組合
153	日本化学エネルギー産業労働組合連合会
154	日本石油輸送労働組合
155	倉阪ゼミナール
156	(社)日本租税研究協会 地球環境問題検討会
157	技術の杜・ハヤブサネット

1 我が国としての温暖化防止のための取り組み方はどうあるべきかについて

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<p>(長期的位置付け、国際的な位置付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 京都議定書の2012年までの取組だけでなく、2013年以降のさらに長期的、継続的な排出削減に向けた取組を進めるべき(8) ● 地球温暖化問題の特質、京都議定書の問題点等を踏まえて、短期的、地域的な視点で捉えるべきではなく、長期的、世界的な視野から取り組むべき(65) ● 温暖化対策やエネルギー需給に関する長期ビジョンを示すべき(6) ● 日本の高度な環境技術を世界に普及させて温暖化防止に貢献することを考えるべきであり、そのための産業論的ビジョンを示すべき(7) ● アジア全体でみたCO2排出量から見ると日本の排出量は少なく、むしろ中国などのアジア各国に対してCO2削減の支援を進めた方が、地球温暖化防止に貢献できる(1) ● 地球温暖化問題は全世界的な問題であり、アメリカやロシア、中国、途上国などを含めた世界規模でのルールづくりなどにより取り組むべき(130) <p>(各種政策手段の間の比較と選択)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 温暖化対策税だけでなく、直接規制強化や排出権取引、補助金といった手段の比較を行い、他の施策との組み合わせも含めて政策ポートフォリオを明確にすべき(3) ● 最小コストでのCO2削減を達成するためには、京都メカニズムの活用と既存財源の効率的配分を検討すべき(2) <p>(税以外の政策手段や普及すべき技術に関する考えなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CO2削減のための動機付けとしては、CO2削減に努力しているものに対して優遇を与える制度を導入すべき(7) ● エネルギーの安定供給及びCO2削減のために、原子力発電を着実に推進すべき(1) ● 温暖化対策税に求めるアナウンスメント効果は、税以外の手法によっても発揮可能であり、国民全体へのアピールを続けるべき(2) ● 一国の環境税と国際競争に関わる議論はWTOにおいて長年なされているが、いまだ不明確であり、日本での温暖化対策税は事態を複雑化するおそれがある(1) 	<p>(長期的位置付け、国際的な位置付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来的には、全世界で温室効果ガスの大幅削減は必須であり、温暖化防止対策については、抜本的な取組を早期かつ強力に実施することが必要である(10) ● 既にある技術の普及を通じた国内対策を重視すべき(1) ● 温暖化による被害を最初に受けるのは島嶼国や途上国の人々であり、温暖化の原因と結果に関する不平等が存在することを認識すべき(1) ● 温暖化防止対策は、我が国がリーダーシップをとって他国に率先して進めるべき(1) <p>(各種政策手段の間の比較と選択)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CO2削減に努力しないものに課税をし、その税収をCO2削減に努力したものに還元することで、より価格インセンティブを与える仕組みを検討すべき(例えば、自動車から公共交通機関へ)(4) <p>(税以外の政策手段や普及すべき技術に関する考えなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CO2排出量のより少ないガス体エネルギーへの転換を基本とすべき(6) ● 自然エネルギー対策や省エネルギー対策を強化すべき(原子力発電を推進すべきではない)(12) ● 温暖化防止対策の1つとして森林整備に高い目標3.9%が設定されているが、林業・木材業界は厳しい経営環境にあり、森林整備対策を積極的に強化すべき(40)

2 温暖化防止のための施策として温暖化対策税を活用することについて

(1) 全般、制度の位置づけについて

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<p>(誰が対策を行うべきか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民一人ひとりがCO2削減に努力すべきことであり、産業よりも国民一人ひとりに対する経済的負担を求めるべき(12) 温暖化防止対策は、国、自治体、企業、国民が応分の負担をすべきであり、特定の産業や団体などに負担が偏る施策を行うべきではない(3) 国民は直接的または間接的に企業活動の恩恵を受けており、偶然にCO2排出量の多い企業が多額の納税義務を負うことは公平ではない(3) 産業界によるこれまでの自主的な取組を評価せずに、一律に課税するのは不公平であり、新たに温暖化対策税を導入すべきでない(8) 自主的な取組に努力しているものにとっては、温暖化対策税は二重の負担となり、「経済と環境の両立」を目指した施策とは言いがたい(54) <p>課税による負担増、エネルギーの使用抑制を求める温暖化対策税に国民の理解が得られるか疑問である(2)</p> <p>(他の政策手段の長所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 温暖化防止対策では、自主的に取り組むことを基本とし、政府はその支援を行うべき(9) 温暖化対策税はCO2削減を担保できるものではなく、決定的な施策とはなり得ない(7) <p>温暖化対策税の導入よりもむしろ、既存の省エネ等の技術導入を進めたり、長期的な技術開発を促進するための政策を強化すべき(56)</p> <p>(税制を活用する場合の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業としてCO2削減対策が進められた場合、CO2削減効果の低い対策や事務運営等に税収が費やされるなど、税収による効率的なCO2削減ができるかどうか疑問である(4) 国民全体に適正かつ公平に負担させる必要があるが、温暖化対策税が適正かつ公平な仕組みとなるかは不透明である(4) 	<p>(誰が対策を行うべきか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出者は多岐にわたっており、温室効果ガス削減のためには社会全体で対策を担うべきであり、そのための応分の負担として経済的手法を活用すべき(13) 温暖化対策税は温暖化防止対策のベースとなる制度であり、環境と経済の統合に資する制度として大きな位置を占めるべき(3) 環境税は環境保全のための社会的コスト負担と位置づけるべきであり、その理念、目的、用途を明確にすることにより国民的コンセンサスも得られる(1) 課税標準を間違えなければ、排出量の大きい産業、総量増加や効率悪化が著しい運輸や業務、対象主体の多い家庭にも等しく負担させる公平な制度である(1) <p>規制や排出量取引では、家庭や中小企業に対策を求めるのは非現実的であり、環境税は不可欠(1)</p> <p>(他の政策手段の長所)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2削減するうえで自主的な取組や技術開発だけでは限界あり、経済的手法等による法的な政策措置を強化すべき(9) 目標達成のための安定かつ継続した財政措置を確保するために温暖化対策税の活用は有効である(4) 他の施策でも政策目標を数値的に厳密に担保する事は要求されていない場合が多く、温暖化対策税にだけこれを求めるのは不公平(1) <p>長期的観点から現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会から脱却を目指すべきであり、そのためには技術開発だけに頼るのではなく、経済的手法などの社会政策による解決を目指すべきで、それを促すためにも税は必要(1)</p>

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<p>(温暖化対策税に関する検討の進め方)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 温暖化対策の財源は石油石炭税によって確保済みであり、追加的な費用が必要であっても、まず一般財源化、効率化などの既存税制の見直しを検討すべき(109) • まず従来の温暖化対策(第1ステップ)の効果を定量的に検証した上で、必要と判断された場合に、温暖化対策税などの経済的な手法の導入を検討すべきであり、温暖化対策税ありきで議論すべきではない(98) • まず国民のライフスタイルを変革するために、国民が必要とする適切な情報提供、啓発活動、環境教育を十分に行うべき(93) • 民生部門・運輸部門に対する効果的な対策を優先すべき(産業界への追加的措置は必要ない)(94) • 「地球温暖化対策推進大綱」の考え方に基づき、ステップ・バイ・ステップにより、まず同大綱に盛り込まれた施策を着実に実施すべきであり、温暖化対策税ありきで議論すべきではない(62) • まず温暖化対策税のCO2抑制効果や経済影響などについて、諸外国の事例も含めて十分な検証が必要である(30) • まず、あらゆる対策について総合的に検討、実行するべきであり、温暖化対策税ありきで議論すべきではない(21) • 税制全体の抜本の見直しのなかで、温暖化対策税の必要性や既存税制との調整、費用対効果などを総合的に議論すべきであり、温暖化対策税ありきで議論すべきではない(19) • 温暖化問題や温暖化対策税については不透明な部分が多く、まず国民の十分な理解、協力を得ながら検討を進めるべき(12) • 国民への動機付けと税の価格インセンティブ効果を高めるため、新税導入の前に国民全体に対する温暖化防止の意識づくりや、あらゆる対策を講じることが先決である(9) • まず経済合理的な観点から、CO2削減技術の開発と導入にかかるコストをいかにして削減するかということを検討すべきであり、温暖化対策税ありきで議論すべきではない(2) • 産業界は自主的に温暖化対策を進めており、資金を上積みする必要はないので、温暖化対策税は必要でない(1) 	<p>(温暖化対策税に関する検討の進め方)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 温暖化対策税の早期導入を求める(14) • CO2削減を進めるために、課税はやむを得ない(9)

(2) 温暖化対策税の有効性について

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<ul style="list-style-type: none"> • 提案されている課税負担額では、価格インセンティブ効果による家庭部門での CO2 削減抑制にはつながらない(22) • 温暖化対策税を消費者に価格転嫁することは困難であるため、課税の価格インセンティブによる CO2 削減効果は期待できない(20) • 運輸業界、倉庫業界、公共交通機関、旅館業では、これまでの経験や事業特性等を踏まえると、課税の価格インセンティブによる燃料使用量の削減効果は期待できず、新たな課税は事業者のコスト負担となるだけである(20) • エネルギーは国民生活や事業活動に必要不可欠なものであり、エネルギー需要の価格弾力性は極めて小さいため、課税の価格インセンティブによる CO2 削減効果は限定的である(19) • 課税の価格インセンティブによる継続的な CO2 削減効果は期待できない(12) • 省エネ型製品への買換え・更新は技術面や価格面などから困難であり、税の価格インセンティブによる CO2 削減効果が見込めない(3) • 一律の課税によって価格インセンティブによる CO2 排出削減が進むのは産業部門であり、CO2 削減が遅れている民生・運輸部門では効果が期待でない(2) • 電力については、電力消費者にとって CO2 削減策の選択肢が限られるため、削減効果は限定的である(1) • 価格インセンティブによる CO2 削減効果をどのレベルに設定しているのか、具体的に示すべき(1) • 産業界では、すでに相当の温暖化対策に取り組んできており、温暖化対策税を導入しても更なる削減効果は期待できない(9) • 提案された温暖化対策税は、課税による価格インセンティブ効果よりもむしろ、税収による補助金等の活用を重視した制度である(2) • 新たな課税負担によって自主的取組に資金を使えなくなったり、補助金のための事務処理で時間がかかるなど、かえって温暖化対策税が自主的取組に支障をきたす(6) 	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的手法としての温暖化対策税の活用は有効である(10) • 温暖化対策税の効果について、税のアナウンスメント効果や省エネ設備投資の増加を考慮しなくても CO2 削減効果があるとするマクロモデルが多くあり、欧州の国々でも効果ありとする報告が多数ある(1) • エネルギーの価格弾力性については、短期的には設備投資が進まないために弾力性が低いですが、中長期的には弾力性が高いとする報告がある(1) • 産業部門の二酸化炭素排出総量が若干減少していることは、生産量や鉱工業生産指数と比較すると、効率悪化の結果ではないか。また、省エネ法に基づいた、毎年のエネルギー効率努力義務に関する達成状況も見ると、産業部門が努力しているとは必ずしも言えない(1)

(3) 経済影響およびモデル試算結果について

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<p>(国際競争力)</p> <ul style="list-style-type: none">• 新たな税や規制措置などは事業者に大きな負担を強いるものであり、コスト増による国際競争力の低下や国内産業の空洞化が進み、日本の経済や雇用に対する影響が懸念される(172)• 新税導入によって、海外製品に対する国内製品の国際競争力が低下したり、国内企業の海外移転を促進するため、結果として地球規模におけるCO2削減につながらない(104)• モデル試算では、その根拠や解釈が明示されておらず、経済への影響を検討する材料としては不十分である(18)• モデル試算の結果は経済影響を過小評価しており、計算結果を修正すべき(3)• 経済影響は最も危惧されていることであり、「影響は大きくない」というモデル試算結果をもって温暖化対策税の導入根拠とすべきではない(1) <p>(ミクロの影響)</p> <ul style="list-style-type: none">• モデル試算はマクロレベルでの評価であり、ミクロレベルで見れば、エネルギー多消費産業などに与える影響は非常に大きい(3)• 温暖化対策税の導入による負の影響は、特定の部門や業種に偏って出る可能性が高いため、個別の部門や業種への影響を精査すべき(3)	<p>(国際競争力)</p> <ul style="list-style-type: none">• 環境コストの増加を理由に海外移転が行われたというケースを聞いたことがなく、基本的には、市場や人件費格差を理由としている。温暖化対策税が経済に悪影響を及ぼすことに根拠はない(4)• 温暖化対策税によって、温暖化の将来リスクを避けるとともに、省エネ機器の開発や購入といったプラス効果があるなど、経済的なマイナス影響は考えにくい。むしろ長期的には燃料コストが上昇することを留意すべき(3)• 短期的には省エネによる燃料費負担の削減、中期的には省エネ設備投資による一層の燃料費負担の削減、また機械産業での省エネ製品の開発進展など、省エネ対策の強化により日本産業の競争力が低下するとは考えにくい(1) <p>(ミクロの影響)</p> <ul style="list-style-type: none">• 歴史的には、日本は厳しい環境規制も技術革新による国際競争力強化につなげており、経済的にもプラスであることをもっと強調すべき(1)• 石油危機の経験にかんがみれば、経済的負担は経済にプラスに働く(1) <ul style="list-style-type: none">• 消費税を3%から5%にあげたときの比較など色々な角度からの試算が必要(2)

3 温暖化対策税の課税の仕組みはどうあるべきかについて

(1) 全般、課税方法について

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<p>(上流課税の意義と可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最上流課税あるいは上流課税では、価格インセンティブ効果が期待できず、課税目的と課税手法が一致しない(67) 石油製品の市場価格は絶えず変動しており、製品販売までのコストが価格転嫁されにくい状況であり、上流課税でしか課税事務の執行可能性が確保できないならば、税制としては現実的でない(9) 大口の化石燃料消費者に対しては、徴税と切り離して対応した方がよい(1) <p>(ハイブリッド課税の意義と可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド型であっても、課税目的と課税手法の不一致という問題を解決していない(7) 電力については、価格インセンティブによるCO2削減効果を発揮するため、電力消費への課税が適当である(1) <p>(国民への訴えかけのポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策税ありきで、課税の仕組みを議論すべきではなく、時期尚早である(2) 	<p>(上流課税の意義と可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最上流課税あるいは上流課税とすべき(22) 下流課税では、小口に対して課税漏れが生じやすく、税の公平性が確保できない(2) 温暖化問題に対する認識を国民がもち、広く公正に負担するために、下流課税であるべき(2) 下流課税での事務執行は、やり方によっては十分可能であり、さらに検討すべき(2) <p>(ハイブリッド課税の意義と可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 化石燃料の価格決定プロセスを考えると、ハイブリッド型は現実的ではない(1) 下流への価格インセンティブ効果を高めるため、ハイブリッド方式が望ましい(3) ハイブリッド型の場合も、本来の目的である温暖化対策のために、下流課税による価格インセンティブ効果をより重視すべき(1) <p>(国民への訴えかけのポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策税に関する十分に広報したり、製品価格と温暖化対策税額を別々に示すことによって、最終消費者に「税を負担している」という認識を常にもたせるなど、上流課税のもつデメリットをなくす工夫が必要(22) 国民の理解を得るためには、シンプルでわかりやすい課税方法とすべき(4) 課税のあり方、納税義務者、税の使い方については、国民的議論が前提条件であり、そのためのPRを充分に行うべき(3) 既存のエネルギー関係諸税の体系の1つとして温暖化対策税を位置づけ、その課税方法をあわせるべき(1)

(2) 課税対象および課税率について

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<ul style="list-style-type: none">国民生活や企業経営に対する経済的な負担を過重なものとしないうような低い税率であるべき(7)化石燃料の消費量に一律に課税するのではなく、不要あるいは贅沢に消費されている分を減らすような課税方法を考えるべき(絶対値ではなく、効率的な視点を入れるべき)(11)すでに排出削減目標を達成している部門と、排出削減が不十分な部門を一律に課税すべきでない(9)	<ul style="list-style-type: none">国民の十分な理解のもと、温暖化防止対策への活用に必要な財源を確保できる課税水準とすべき(1)高い税率では、「経済と環境の両立」が守られないので、高い税率にすべきではない(3)高い税率によるインセンティブ効果だけでは国民の理解が得られないので、高い税率にすべきではない(2)価格インセンティブ効果で一定以上のCO2削減が達成できるよう、ある程度高い税率とすべき(税率を低率にして税収による補助金等に頼るべきではない)(16)税率は、当初は低い税率とし、将来的に高い税率にもっていく方が現実的である(7)価格インセンティブによってCO2削減効果の上がる高い税率も含めて幅広く検討すべき(7)環境対策として、原子力発電や大規模水力発電による電力消費にも課税すべき(3)化石燃料や国外の森林などの輸入に関わる企業等に対して増税すべき(1)すべての化石燃料に炭素含有量当たりで同等に課税する原則を明確化し、恣意性を排除しなければいけない(2)

4 温暖化対策税の減免・還付をはじめとする負担軽減はどうあるべきかについて

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<p>(負担軽減措置の必要性と対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー多消費産業などの影響の大きい主体については、経済的な影響を考慮して減免すべき(8) 下流課税である場合は最終消費者に直接負担されるので負担軽減措置は必要ないが、上流課税の場合は課税分の一時負担することになるため負担軽減措置を検討すべき(5) 化石資源であっても、燃焼せずにCO2を発生させない原料用途のものについては、非課税とすべき(3) 国際競争力の大幅な低下とならないための対応が必要である(1) 産業用燃料や発電用燃料はその消費自体を目的としたものではなく、製品やサービスを生産するために使用しているため、これらに対して負担軽減措置を行うべき(1) 負担軽減措置が行われたとしても、温暖化対策や経済への影響は免れない(1) <p>(検討の進め方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担軽減措置により温暖化対策税による影響を軽減するためには非常に高い水準の措置とせざるを得ず、温暖化対策税の有効性を検証すべき(7) 温暖化対策税ありきで、負担軽減措置を議論すべきではなく、時期尚早である(5) 負担軽減措置に関する具体的な提案が示されていない(2) 負担軽減は必要ではあるが、温暖化対策が広く深く理解された時点で考えるべきであり、初めから議論すべきでない(1) 	<p>(負担軽減措置の必要性と対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得者層への影響、税負担の逆進性や地域間の不公平を緩和する対応を検討すべき(15) 森林整備は温暖化防止のために推進するものであり、森林の整備や国産材・森林バイオマスの活用などを進める者に対しては負担軽減を行うべき(15) 国民すべてが温暖化に寄与しているのであり、またCO2削減すれば税負担も減少するため、公平性の観点から特定の主体を対象に負担軽減を行うべきではない(14) 生活必需品や公共交通機関などを課税対象にすると、税の逆進性が強くなったり、国民への負担が大きいため、非課税とすべき(5) 大口のCO2排出者が軽減されると、CO2削減効果がかなり減少するため、原則として負担軽減措置を認めるべきではない(5) 負担軽減措置の基準設定は困難であり、また税制を複雑化するので、行うべきでない(5) CO2削減対策が遅れている主体を課税対象とすべきであり、すでにCO2削減の成果を上げている主体は非課税とすべき(3) 最上流課税あるいは上流課税では、実際に温暖化対策を行う主体と温暖化対策税の納税義務者が異なるため、負担軽減措置を行うことは困難である(3) 「課税による影響がきわめて大きいもの」への減免は、あくまで時限措置とすべき(1) 産業部門では温暖化対策税を価格転嫁できるため、税負担の軽減措置をとる必要はなく、負担軽減措置を求める場合は、その理由について提案者自身が立証する制度とするべき(1) CO2削減に努力したものと、努力しないものが同様に温暖化対策税を減免されると、努力するインセンティブが減退する(1) 報告書中「など」の表現で、負担軽減対象を曖昧にしているのがよくない。具体例も示すべき。(2) 負担軽減措置は一定以上のCO2削減を実行するという条件付きでなければならず、負担軽減措置の対象とするかどうかの判断基準を明確にすべき(12) 負担軽減措置は、CO2削減量に対する税の還付など、CO2削減に対応した仕組みとするべき(7)

5 温暖化対策税の税収の使途はどうあるべきかについて

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<p>(税収の使途の位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税収の使途が不明確であり、使途の内容や効果等をまず検証すべき (56) ● 温暖化対策税ありきで、税収の使途を議論すべきではなく、時期尚早である (6) ● 従来の CO2 削減対策に限界がある以上、財源を確保して従来の延長線上で対策を講じても効果は期待できないため、従来とは異なる視点での対策を検討すべき (2) <ul style="list-style-type: none"> ● 税収の使途が不明確であり、また地方自治体での効果的な CO2 削減が確実でないため、地方自治体への税収のばらまきを行うべきでない (10) <p>(税収の使途選定のあり方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提案された温暖化対策税は、価格インセンティブ効果よりも補助金による効果に重点をおいた制度であるにも関わらず、補助金を低コストな対策からうまく充当するための方策が示されていない (1) <p>(税収の使途の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林の持つ多岐にわたる公益的機能のうち温暖化防止機能はごくわずかであり、税収を森林整備に充当することは受益と負担の原則から逸脱する (28) 	<p>(税収の使途の位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国民の理解を得るためには税の目的・使途を明確にすべきであり、温暖化対策税による税収を特別会計、目的税とする、あるいは温暖化防止対策に限定して使うべき (28) ● 温暖化対策税は、その使途を温暖化防止対策に限定するべきではなく、税収中立や経済活性化、社会保障などの選択肢にも活用できるよう総合的に検討すべき (14) ● 温暖化対策税は価格インセンティブ効果を重視すべきであり、その税収を温暖化対策に充てることとあわせた議論をすべきではない (3) ● 産業公害における汚染者負担原則を温暖化対策税に適用し、目的税、特定財源とするべきではない (1) <ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体における自主的取組を促進するために、地方自治体にも配分すべき (12) <p>(税収の使途選定のあり方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CO2 排出量を確実に削減できる効果的方法であると検証されたものを使途とすべき (10) ● 税収の使途については、ESCO 事業などを通じて専門家集団が担当すべき (7) ● 国民のコンセンサスが得られるよう、透明な使い方とすべき (7) ● 既存の地球温暖化対策と、温暖化対策税の税収による対策について明確に区分すべき (1) <p>(税収の使途の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CO2 吸収目標の達成および森林の多面的機能の発揮のために、温暖化対策税による税収を森林整備や国産材使用、バイオマス使用等に使うべき (57) ● 風力発電や太陽光発電などの自然エネルギーの促進に活用すべき (原子力発電には使うべきではない) (9) ● 国内での化石燃料の使用削減や直接的な CO2 削減につながらない、吸収源対策や CO2 固定化、原子力発電、京都メカニズムなどに、税収を使うべきではない (6) ● 省エネ機器などの環境配慮型製品の購入に対して補助あるいは減税を行うべき (4) ● 温暖化防止に資する事業に対しては、長期にわたり安定した運用が期待できる政策措置を導入すべき (2) ● 温暖化対策税を財源とする助成制度を創設すべき (2) ● 省エネ機器等への補助などは個人資産の形成となるため、大きく充当すべきでなく、むしろ、普及啓発や NPO 支援など、公的な活動にも充当すべき (2) ● 原子力発電を温暖化防止対策の主力とし、そのための費用として充当すべき (1)

6 既存エネルギー関係諸税との関係はどうあるべきかについて

税を活用することに消極的な立場からの意見	税を活用することに積極的な立場からの意見 ・税を活用することを前提とした意見
<ul style="list-style-type: none"> • 既存の関係諸税に関する見直しを先行すべき(4) • まず石油石炭税等の関係諸税による温暖化防止対策の実施および効果の検証を行うべきであり、検証せずに新たに温暖化対策税を導入すべきでない(17) • 温暖化対策税によって国際的な化石燃料価格体系をゆがめてはならない(4) • 温暖化対策税は、実質的に関係諸税との二重負担であり、関係諸税全般との調整を図るべき(39) • 関係諸税にも、価格インセンティブ効果や予算配分などの点で温暖化対策税と同じ性格をもつため、関係諸税全般との整合を図るべき(22) • 税制の基本は中立・公正であるべきであり、二重課税となる税制は導入すべきでない(22) • 関係諸税との関係やそれらを含めた税制全体の見直しに関する具体的な提案を示すべき(45) • 道路特定財源は道路整備の着実な推進を図るためのものであり、また道路整備が温暖化対策になっていることから、道路特定財源を温暖化対策税に充てるべきではない(6) • 税収中立の立場で温暖化対策税を導入しても、個々の納税者にとっては増税になるケースがあることに配慮すべき(4) 	<ul style="list-style-type: none"> • 関係諸税とともに見直すべきであるが、まず温暖化対策税を先行して議論すべき(3) • 関係諸税は温暖化対策とは別の目的で設けられたものであり、温暖化対策税とは別ものとして位置づけるべき(11) • すでに日本のエネルギー関係諸税の負担は高いという指摘があるが、欧州と比較して税が高いというわけではなく、既存の関係諸税に上乘せすべき(1) • 温暖化対策税について広く国民から理解を得るために、関係諸税との調整はすべき(3) • 関係諸税を減税する場合は、温暖化対策税との差し引きが価格インセンティブとなるため、関係諸税とあわせてトータルで見直すべき(8) • 税収中立にこだわることはなく、増税も含めて、前向きに検討すべき(2) • 関係諸税について、温暖化防止や環境保全の観点からグリーン化を進めるべき(10) • 税収の使途と税率を結びつけて記述する報告書の在り方に疑問がある。他の施策とのポリシーミックスについても言及すべき(1)

7 その他の自由意見

<ul style="list-style-type: none"> • 一般の国民にとっては、専門用語が多くて読みづらいので、わかりやすくしてほしい(4) • 提案資料は、専門家にとってはデータ等が不足している(1) • 提案資料は具体的な記述にかけており、推測で記述しているだけでは説得力に欠ける(1) • 今後とも、検討過程の透明性や的確な情報提供、国民参加を高める努力を期待する(10) • 温暖化対策税の効果や公正さを確保すべきであり、民間から提案されている他の制度案等もあわせて評価するなど、国民参加、透明性確保のための仕組みを明確化すべき(5) • 検討委員会のメンバーとしてCO2排出者である産業界や消費者、産業政策を司る官僚がいないことに問題がある(4) • 国民のコンセンサスを得てインセンティブ効果を上げるため、社会的コスト負担であることを周知して、国民に理解してもある活動を実施すべき(3) • 温暖化対策税の導入後には、CO2削減の効果が上がっているかどうかを検証する必要があり、そのための評価と見なおしを行う仕組みを整備すべき(2) • もっと多様な制度オプションについて検討すべき(2) • 温暖化対策税の導入目的が、経済的インセンティブ効果あるいは補助金等による効果のどちらをねらっているのか不明であり、十分に議論すべき(1) • 温暖化防止対策の優先課題は家庭部門であり、国全体での一律的な制度ではなく、都道府県レベルに権限と責任を移譲すべき(1) • エネルギーセキュリティや環境保全のために、燃料電池やコジェネレーション、天然ガス転換などの普及促進が図られており、温暖化対策税がその普及促進の阻害要因とならないようエネルギー政策との整合性をとるべき(12) • 温暖化対策税の導入は、原子力発電や大型水力発電を所有する発電事業者に比べて、火力発電しか所有しない新規参入者にとって相対的に大きな税負担となり、電力市場の自由化との整合性を欠く(1)
--